

2019年9月

医療関係者 各位

## 「薬価基準収載医薬品コード」変更のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび2019年8月19日付 厚生労働省告示第87号にて、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件」が告示され、薬価基準収載方式につきまして弊社1製品が銘柄別収載から統一名収載へ変更になりました。それに伴い2019年10月1日より、下記の通り薬価基準収載医薬品コード(厚労省コード)が変更となりますのでご案内申し上げます。

今後とも、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### ●銘柄別収載から統一名収載へ変更となる品目(1製品)


製品名 (銘柄別収載名)	統一収載名	薬価基準収載医薬品コード	
		変更前	変更後
レトロゾール錠 2.5mg 「ヤクルト」	レトロゾール 2.5mg 錠	4291015F1190	4291015F1018

以上

【お問い合わせ先】

**株式会社ヤクルト本社**

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-16-21 銀座木挽ビル

 0120-589601 (医薬学術部 くすり相談室)